# 令和５年度 ひがしこうち広域周遊促進事業にかかる補足説明

令和５年度 ひがしこうち広域周遊促進事業公募型プロポーザルに際して、現時点における高知県東部地域の事情を鑑みた補足説明を、下記にて記載いたします。

補　足　説　明

| | 項目 | 補足 |
|---|---|---|
| 1 | 東部地域内の宿泊に関すること | 実施要領及び業務仕様書内に、「域内宿泊を含めたひがしこうちオリジナル旅行ツアー等の企画造成及び販売」と記載しておりますが、域内宿泊施設が確保できないやむを得ない事情(＊１)がある場合には、委託者の判断により域外宿泊施設の利用を認める場合がございます。ただし、域外宿泊施設の利用を肯定するものではなく、原則として域内宿泊施設を最優先に利用いただくこととします。<br><br>＊１やむを得ない事情とは、宿泊予定としていた宿泊施設が、事情により予約受付を停止している場合(受託者の手配遅延等により予約確保ができない場合は除く)や域内宿泊施設の利用がツアーテーマと大きく乖離していることが顕著である場合等を指します。 |
| 2 | 旅行ツアー等の行程に関すること | 実施要領及び業務仕様書内に、「ひがしこうちオリジナル旅行ツアー等の企画造成及び販売」と記載しておりますが、発地先及びツアーテーマ、旅行催行日数等により東部地域内のみの旅行ツアー等を企画造成及び販売することが困難な場合は、前後に東部地域外の周遊箇所及び宿泊を含んでいただいて問題ございません。ただし、メインテーマとして東部地域での実施内容が中心となっている場合に限ります。<br><br>（例）ツアーテーマ<br>〇：ひがしこうちで食を堪能～四国４県ご当地グルメの旅～<br><br>〇：高知県と△△県を巡る３日間～ひがしこうち特選キンメ丼～<br><br>×：ひがしこうちと△△県□□を巡る３日間<br>→メインが「ひがしこうち」と「△△県□□」の２段構えになっているため不可 |
| 3 | 旅行ツアー等における発地先に関すること | 実施要領及び業務仕様書内に、旅行ツアー等における「発地先」に関する記載はございませんが、発地先に指定はございませんので、全国各地から出発する旅行ツアー等を企画造成及び販売していただいて問題ございません。ただし、旅行ツアー等の内容がほぼ同一であり、発地先及び発地先に付随する内容のみが変更となっている企画に関しましては、同一企画として取扱いさせていただきます。 |